

補助対象工事

①テレワーク対応リフォーム (ABCのいずれかの工事を必ず行ってください。)

<p><机の作り付け>A</p> <p>リビングやキッチン、寝室、子供部屋、廊下、階段下、クローゼット等の室内空間の一角にテレワーク用の机等を新たに作り付け</p>	<p>机等は壁等にビス等で相互に固定し取り外しできないようにする。</p>
<p>間仕切壁等の新設</p> <p><スペースの確保>B</p> <p>テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する、又は他の室内空間と仕切る工事</p> <p><個室の確保>C</p> <p>テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事</p>	<p>・間仕切り壁や窓、扉を新設し、床から高さ120cm以上、幅90cm以上の仕切りとすることでスペースを確保する工事</p> <p>・小上がり和室を新設し、新たな室内空間を確保する工事</p> <p>間仕切り壁や窓、扉を新たに幅90cm以上設置することで個室を確保する工事</p>
<p>対象付帯工事</p>	<p>・照明や通信等に係る電気等配線工事</p> <p>・冷房や暖房設備の新設(「間仕切り壁の新設<個室の確保>Cに限る。)</p>

②新たなライフスタイル対応リフォーム (住宅内であれば、どの部分でも対象)

<p>内装工事</p>	<p>・床や壁、天井の改修(感染予防や防音、木質化)</p> <p>・部屋の間仕切壁の新設</p>	<p>・作り付け収納の新設</p>
<p>内装外装共通</p>	<p>・窓や扉等の改修(取付・交換)(感染予防や防音、省エネ)</p> <p>・断熱改修(屋根や壁、天井、床下等で外気に触れる部分)</p>	<p>・玄関への網戸の設置</p>
<p>設備等工事</p>	<p>・玄関脇手洗いの器の新設</p> <p>・換気設備の新設</p> <p>・自動水栓の設置</p> <p><以下のリフォームは、「こどもみらい住宅支援事業」のうち、家事負担軽減に資する設備に限る></p> <p>・掃除しやすいレンジフードへの取替え又は新設</p> <p>・ビルトイン食器洗い機の新設</p> <p>・ビルトイン自動調理対応コンロへの取替え又は新設</p> <p>・浴室乾燥機の新設</p> <p>・宅配ボックスの新設</p> <p><以下のリフォームは、「こどもみらい住宅支援事業」のうち、エコ住宅設備対象製品に限る></p> <p>・掃除しやすいトイレへの取替え又は新設</p>	<p>上記に伴う電気やガス、給水、排水等の工事</p>

③しずおか優良木材等補助加算 (内装木質化)

しずおか優良木材認証製品や静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS製品及びJIS製品を使用する住宅の工事

- ・しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。
- ・品質や寸法、含水率(木材の乾燥具合)、強度等の項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」(認証製品)です。

補助対象外工事

- ・テレワーク対応リフォームの個室の確保以外の冷房や暖房設備の新設、取替え又は更新
- ・換気設備の取替え又は更新
- ・システムキッチン(ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く。)、洗面化粧台(玄関脇手洗いの器を除く。)、ユニットバスや浴槽、蓄電設備、発電設備、給湯器、ボイラー、照明器具(テレワーク対応リフォームの対象となる工事を除く。)、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修
- ・網戸や障子、襖紙の張り替え、畳の取替えや表替え、じゅうたんやカーペット等の設置、取替え又は更新
- ・数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事
- ・国や県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事
- ・門や塀等いわゆる外構工事
- ・屋根や外壁、雨樋等いわゆる外装工事
- ・老朽化による修繕
- ・家電製品や備品、消耗品の購入等
- ・補助対象工事の設計費や調査費
- ・その他補助金の交付が適切でないもの

問合せ先

- ・申請について
- (R4.11.30までの申請分)

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 経営管理部 経営管理課
 TEL:054-202-5576 FAX:054-202-5591
 受付時間 9:30~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日は除く)

問合せ先

- ・申請について
- ・制度について
- (R4.12.1からの申請分)

静岡県くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
 TEL:054-221-3081 FAX:054-221-3083 E-Mail:sumai@pref.shizuoka.lg.jp
 受付時間 8:30~12:00 13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

< 対象者限定募集 >

R4テレワーク対応リフォーム補助制度



【重要】令和4年度中に、以下の3つの型のいずれかに該当する方のみ対象です。

移住者型
静岡県へ
移住する方

空き家型
空き家バンクの
物件を購入or貸借する方

耐震対策型
耐震対策
を併せて行う方

①テレワーク対応リフォーム

必須工事

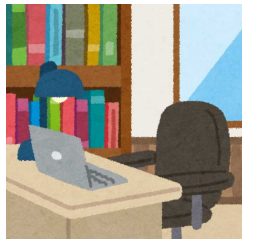


机の作り付け



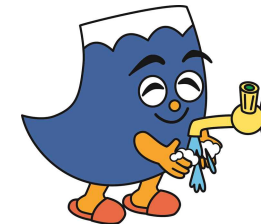
又は

間仕切り壁等の新設

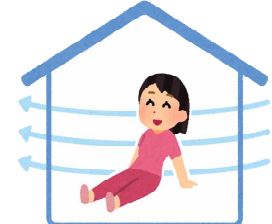


②新たなライフスタイル対応リフォーム

※②のみの申請不可



感染予防・家事負担軽減



換気・省エネ など

補助金 最大 **35万円** (1/2補助)
 プラス

③しずおか優良木材等補助加算

テレワーク対応リフォームに併せて、
 さらに補助金を加算します



使用量	10㎡以上
補助単価	3,500円/㎡
上限額	14万円

申請期間	令和4年5月10日~11月30日	12月1日~令和5年2月15日
申請先	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県くらし・環境部 建築住宅局住まいづくり課
提出方法	オンライン申請	※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。



<対象者限定募集> R4テレワーク対応リフォーム補助制度のご案内

静岡県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「新しい生活様式」の定着を図るため、既存住宅におけるテレワークを始めとした「新しい生活様式」に対応したリフォーム工事に係る経費（消費税含む）に対して、その費用の一部を補助します。

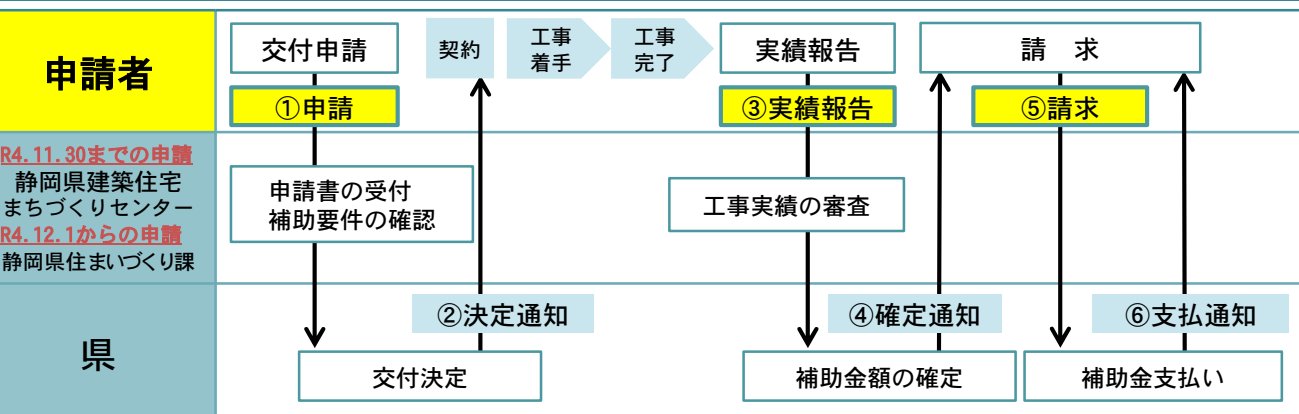
制度概要

申請期間 令和4年5月10日（火）～令和5年2月15日（水）

- ・申請受付は先着順です。予算がなくなり次第、終了となります。
- ・申請後、県による**交付決定の後に事業着手（契約）**してください。

対象住宅	○居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む）である個人がリフォーム工事を実施する静岡県内の既存住宅（個人が所有する住宅、賃貸住宅等が対象） ○耐震性を有する住宅（リフォームと併せて耐震補強等を実施するものを含む） ※「耐震性を有する住宅」とは次のいずれかの住宅 ・昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、耐震シェルター又は防災ベッドが導入された住宅		
補助対象者	○次のいずれかに該当する者（令和4年度中に実施した者に限る。） <移住者型> 県外から移住をした年度内に、居住する県内の既存住宅を改修するため、本補助金の交付の申請をする者 <空き家型> 空き家の活用のため情報提供サイト等を通じて、県や県内市町、国土交通省の公募により選定された者が空き家等に関する情報の提供を行う「空き家バンク」に登録されていた既存住宅を改修するため、本補助金の交付の申請をする者 <耐震対策型> 昭和56年5月31日以前に建築に着手した既存住宅であって、当該補助金の交付の申請をする年度内に新たに「耐震性を有する住宅」に該当することになると認められるものを改修するため、本補助金の交付の申請をする者		
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等		
補助対象工事	① テレワーク対応リフォーム（必須工事） <机の作り付けA> 室内空間の一角にテレワークを行うための机等を新たに設置する工事 <間仕切り壁等の新設BC> 壁等で仕切られたテレワークスペースを新たに設置する工事	② 新たなライフスタイル対応リフォーム ・感染予防のための設備の設置や内装の変更等の工事 ・省エネや防音、内装の木質化 工事 ・家事や子育ての負担軽減となる工事など	③ しずおか優良木材等補助加算 しずおか優良木材等を床や壁等の仕上げ材に10㎡以上使用する工事
補助額 ①+②+③	① テレワーク対応リフォーム（必須工事） ② 新たなライフスタイル対応リフォーム ③ しずおか優良木材等補助加算	県産材使用面積 10㎡以上 補助単価 3,500円/㎡	上限額 14万円 ・補助対象工事費用の1/2以内 ・1,000円未満切り捨て

申請から支払までの流れ



申請書類は静岡県建築住宅まちづくりセンターのホームページからダウンロードし、オンラインにより申請してください。

まちせん 検索



手続きに必要な書類 (オンライン申請、スマートフォン不可)

<申請> 契約前に提出する書類

- (1) 交付申請記入シート (Microsoft Excel形式) (要綱様式第1号、2号、3号、要領様式第1号)
- (2) 確認及び誓約書 (要領様式第2号)
- (3) 工事図面 (平面図等) (工事概要を記載、テレワークを行う空間に「テレワークスペース」を明記)
- (4) 工事着手前の写真 (工事予定箇所が分かる写真、補助対象工事を行う全ての室の写真を添付)
- (5) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し (補助対象工事を明記)
- (6) 感染予防等の性能、家事負担軽減の「こどもみらい住宅支援事業」対象製品であることが分かる書面
- (7) 木びろい表 (要領様式第5号) (しずおか優良木材等補助加算の場合)
- (8) 属性別添付書類 ※1
- (9) 本人が確認できる書類 (運転免許証、パスポートの写し等) 並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人 (カナ) が確認できる書類 (通帳の写し等)
- (10) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書 (交付申請記入シートに記載)
- (11) 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類 ※2
- (12) いずれかの型に該当することが確認できる書類 ※3
- (13) 交付申請書類チェックリスト (要領様式第6号)
- (14) その他知事が必要と認めるもの

※1 属性別添付書類	所有形態	申請者	添付書類 (写し)
個人が所有する住宅	所有者	○所有者	当該住宅の所有を証明する書類
	2親等以内の親族	○2親等以内の親族	当該住宅の所有を証明する書類、同意書 (要領様式第4号) 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
賃貸住宅等	賃借人	○賃借人	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書 (要領様式第4号)
	2親等以内の親族	○2親等以内の親族	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書 (要領様式第4号) 賃借人と申請者の親族関係を証明する書類

※2 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類

昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの	確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等
昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの	耐震診断の結果 (建築物の耐震改修の促進に関する法律、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による証明書)、耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類 (市町が発行する補助金確定通知、写真等)、耐震対策を実施することを説明する書面 (任意様式)

※3 いずれかの型に該当することが確認できる書類

移住者型	住民票の写し
空き家型	「空き家バンク」に登録されていることがわかる書類 (空き家バンクの掲載ページの写し及び建物の現地外観写真、県又は県内市町が発行する空き家バンク登録等証明書等)
耐震対策型	昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので ※2 に記載された書類 (当該補助金の交付の申請をした日の属する年度の書類に限る)

<実績報告> 工事完了後に提出する書類 (事業完了後30日以内に提出)

- (1) 実績報告記入シート (Microsoft Excel形式) (要綱様式第5号、2号、3号、要領様式第1号) (交付申請記入シートに追記したものに限り)
- (2) 領収書の写し (交付申請時の見積金額と工事内容に変更があった場合、請求明細書等も必要)
- (3) 工事の施工中及び完成時の写真 (施工中の写真は工事完成後に補助対象工事箇所が不可視となる場合に添付)
- (4) しずおか優良木材製品出荷証明書 (しずおか優良木材製品の場合)
- (5) 県産材販売管理票の写し (しずおか優良木材等補助加算の場合)
- (6) 耐震対策に着手又は完了したことを証明する書類 (交付申請時に耐震対策を実施することを説明する書面を提出した場合)
- (7) 移住後の住民票の写し、申請時の属性別添付書類 ※1 (移住者型に該当し、申請時に県外に居住していた場合)
- (8) 実績報告書類チェックリスト (要領様式第7号)
- (9) その他知事が必要と認めるもの